

お知らせ Information

NO.88

問屋町交流ストア

第二みちのく有料道路回数券販売終了と
払い戻しについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、問屋町交流ストアで取り扱い中の第二みちのく有料道路回数券ですが、ETC運用開始をもって回数券の使用及び販売を終了することとなりました。

なお、青森県道路公社では、今回の回数券の使用及び販売の終了に伴い、払い戻しの対応をすることとなっておりますので併せてご案内いたします。 敬具

記

- 販売終了日 2025年3月7日(金) 15:00
※ ETC運用開始は2025年3月10日(月) 10:00から
- 払戻期間 2025年2月10日(月) から2026年3月31日(火) まで
- 払戻対象 現カード式回数券・旧紙式回数券・共通回数券(残1回から対象)
※ 払戻額は券面金額ではなく購入時の金額
購入金額÷購入時回数×残数(1円未満四捨五入)
例) 現行料金の普通車11回券が2回分残っている場合
2,200÷11回×2回=400円(1円未満四捨五入)
- 払戻受付方法 下記窓口への持参もしくは専用封筒(送料公社負担)による郵送
※ 専用封筒につきましては交流ストアにて配布しているほか
青森県道路公社のホームページにも掲載されております

払い戻し窓口	窓口営業時間	取り扱い内容
第二みちのく有料道路料金所 第二みちのく有料道路管理事務所	土・日・祝を含む 毎日 8:30~17:00	口座振込みのみ 窓口受付
青森県道路公社 (青森市新町二丁目4-1 青森県共同ビル8階)	平日のみ 9:00~12:00 13:00~16:30	口座振込みのみ 郵送・窓口受付

※ 問屋町交流ストアでは受付けておりません

- 詳細 組合ホームページをご覧ください

【お問合せ】

青森県道路公社 総務部
TEL: 017-777-7331 FAX: 017-773-4965
平日 8:30~12:00 13:00~17:15

以上

〈協同組合青森総合卸センター〉